

## 川崎市産業廃棄物処理業に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る、川崎市行政手続条例（平成7年条例第37号）第5条に規定する審査基準及び同条例第6条に規定する標準処理期間を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、法の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (2) 規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物 政令第2条の4第5号イ、ロ又はハに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物をいう。

### (審査基準)

第3条 産業廃棄物収集運搬業の許可に係る審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設に係る基準は規則第10条第1号のとおりとする。
- (2) 申請者の能力に係る基準

ア 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有する基準として、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する処理業の許可申請に関する講習会を修了していること（修了すべき講習の種類は別表1のとおりとする。）。

(イ) 上記（ア）の修了者については、申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う役員、又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者であること。

イ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

- (3) 申請者が法第14条第5項第2号のいずれにも該当しないこと。

2 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に係る審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設に係る基準は規則第10条の13第1号のとおりとする。
- (2) 申請者の能力に係る基準

ア 第1項第2号アの規定は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬について準用する。この場合、第1項第2号ア中「産業廃棄物の」は、「特別管理産業廃棄物の」と読み替える。

イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了していること。

ウ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的

基礎を有すること。

(3) 申請者が法第14条第5項第2号イからへのいずれにも該当しないこと。

3 産業廃棄物処分業の許可に係る審査基準は、次のとおりとする。

(1) 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

ア 施設に係る基準は規則第10条の5第1号イのとおりとする。

イ 申請者の能力に係る基準

(ア) 第1項第2号アの規定は、産業廃棄物の処分について準用する。この場合、第1項第2号ア中「産業廃棄物の収集又は運搬」は「産業廃棄物の処分」と、「別表1」は「別表2」と読み替える。

(イ) 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(2) 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合

ア 施設に係る基準は規則第10条の5第2号イのとおりとする。

イ 申請者の能力に係る基準

(ア) 第1項第2号アの規定は、産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分について準用する。この場合、第1項第2号ア中「産業廃棄物の収集又は運搬」は「産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分」と、「別表1」は「別表2」と読み替える。

(イ) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(3) 申請者が法第14条第5項第2号イからへのいずれにも該当しないこと。

4 特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る審査基準は、次のとおりとする。

(1) 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

ア 施設に係る基準は規則第10条の17第1号イのとおりとする。

イ 申請者の能力に係る基準

(ア) 第1項第2号アの規定は、特別管理産業廃棄物の処分について準用する。この場合、第1項第2号ア中「産業廃棄物の収集又は運搬」は「特別管理産業廃棄物の処分」と、「別表1」は「別表2」と読み替える。

(イ) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分に当たり必要な性状の分析を行う者が別表3を満たすこと。

(ウ) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(2) 埋立処分を業として行う場合

ア 施設に係る基準は規則第10条の17第2号イのとおりとする。

イ 申請者の能力に係る基準

(ア) 第1項第2号アの規定は、特別管理産業廃棄物の埋立処分について準用する。この場合、第1項第2号ア中「産業廃棄物の収集又は運搬」は「特別管理産業廃棄物の埋立処分」と、「別表1」は「別表2」と読み替える。

(イ) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が別表3を満たすこと。

(ウ) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(3) 申請者が法第14条第5項第2号イからへのいずれにも該当しないこと。

(標準処理期間)

第4条 産業廃棄物処理業の許可申請に係る標準処理期間は、70日間とする。

ただし、不備な申請を補正するための期間、申請後に申請内容を変更する期間及び施設の建設に必要な期間は、これに含まないものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規定は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 修了すべき講習の種類（収集運搬）

区分	講習の種類	有効期間	条件		
産業 廃 棄 物	新規	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	修了証の日付から5年間	申請受付日が有効期間内であること	
	許可	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）（注1）	修了証の日付から2年間	申請受付日が有効期間内であること	
	更新	新規	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	修了証の日付から5年間	許可期限日の翌日が有効期間内であること（注2）
		更新	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	修了証の日付から2年間	許可期限日の翌日が有効期間内であること（注2）
	変更	新規	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	修了証の日付から5年間	申請受付日が有効期間内であること（注3）
		更新	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	修了証の日付から2年間	申請受付日が有効期間内であること（注3）
特別 管 理	新規	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	修了証の日付から5年間	申請受付日が有効期間内であること	
	許可	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）（注1）	修了証の日付から2年間	申請受付日が有効期間内であること	
	更新	新規	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	修了証の日付から5年間	許可期限日の翌日が有効期間内であること（注2）
		更新	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	修了証の日付から2年間	許可期限日の翌日が有効期間内であること（注2）
	変更	新規	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	修了証の日付から5年間	申請受付日が有効期間内であること（注3）
		更新	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	修了証の日付から2年間	申請受付日が有効期間内であること（注3）

（注1）他都道府県又は政令市（政令第27条第1項に規定する市をいう。）において、既に当該許可申請と同じ種類の業の許可を取得している場合及び個人事業者が法人化する場合であって同一の者が受講しているときに限る。

（注2）優良認定の申請に際し、更新の期限を待たずして更新の申請を行う場合は、「許可期限日の翌日」を「申請受付日」と読み替える。

（注3）変更許可申請受付日において、直近の新規又は更新申請時に有効だった修了証の修了者が引き続いて在籍する場合、修了証の有効期間は問わない。

別表2 修了すべき講習の種類（処分）

区分	講習の種類	有効期間	条件		
産業 廃 棄 物	新規	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（新規）	修了証の日付から5年間	申請受付日が有効期間内であること	
	許可	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（更新）（注1）	修了証の日付から2年間	申請受付日が有効期間内であること	
	更新	新規	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（新規）	修了証の日付から5年間	許可期限日の翌日が有効期間内であること（注2）
		更新	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（更新）	修了証の日付から2年間	許可期限日の翌日が有効期間内であること（注2）
	変更	新規	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（新規）	修了証の日付から5年間	申請受付日が有効期間内であること（注3）
		更新	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（更新）	修了証の日付から2年間	申請受付日が有効期間内であること（注3）
特別 管 理	新規	特別管理産業廃棄物の処分課程（新規）	修了証の日付から5年間	申請受付日が有効期間内であること	
	許可	特別管理産業廃棄物の処分課程（更新）（注1）	修了証の日付から2年間	申請受付日が有効期間内であること	
	更新	新規	特別管理産業廃棄物の処分課程（新規）	修了証の日付から5年間	許可期限日の翌日が有効期間内であること（注2）
		更新	特別管理産業廃棄物の処分課程（更新）	修了証の日付から2年間	許可期限日の翌日が有効期間内であること（注2）
	変更	新規	特別管理産業廃棄物の処分課程（新規）	修了証の日付から5年間	申請受付日が有効期間内であること（注3）
		更新	特別管理産業廃棄物の処分課程（更新）	修了証の日付から2年間	申請受付日が有効期間内であること（注3）

（注1）他都道府県又は政令市（政令第27条第1項に規定する市をいう。）において、既に当該許可申請と同じ種類の業の許可を取得している場合及び個人事業者が法人化する場合であって同一の者が受講しているときに限る。

（注2）優良認定の申請に際し、更新の期限を待たずして更新の申請を行う場合は、「許可期限日の翌日」を「申請受付日」と読み替える。

（注3）変更許可申請受付日において、直近の新規又は更新申請時に有効だった修了証の修了者が引き続いて在籍する場合、修了証の有効期間は問わない。

別表3 性状の分析を行う者の資格

番号	学歴	実務経験
①	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	6箇月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者
②	衛生検査技師又は臨床検査技師	
③	学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者
④	① ②又は③に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者	

- 備考
- 1 環境計量士、水質関係第一種又は第二種公害防止管理者は、④の該当者とみなす。
  - 2 有害物質以外の項目を分析する場合は、学校教育法に基づく高等学校、短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）、高等専門学校又は大学を卒業し（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者は④の該当者とみなす。
  - 3 性状の分析を行う者は申請者の常駐する雇用人であることを原則とするが、申請者が日常的に必要な分析を支障なくかつ遅滞なく行うことができるならば、関連会社等の当該施設に常駐する雇用人でも差し支えない。